

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月9日

評価者：高津区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市高津スポーツセンター
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営に関する業務 施設設備の利用提供に伴う業務 生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 施設の維持保全に関する業務 スポーツ行政等への協力業務
指定管理者	<p>名称：SELF 高津スポーツセンター事業体</p> <p>代表者：特定非営利活動法人 高津総合型スポーツクラブSELF</p> <p>理事長 平口 和宏</p> <p>住所：川崎市高津区二子5丁目14番31号 電話：044-833-2555</p> <p>構成団体：特定非営利活動法人 高津総合型スポーツクラブSELF</p> <p>株式会社 カワサキスポーツサービス</p>
所管課	高津区役所まちづくり推進部地域振興課（内線：64352）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、多様なプログラムによる市民ニーズへの対応、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成等、積極的な事業展開が図られた。</p> <p>また、全館 LED 照明化、更衣室等老朽設備の更新、空調設備のない大体育室への冷風機の導入、屋上ゲートボール場の「ユニバーサル広場」への変更及び研修室の値下げや備品配置の変更による活用用途の拡大、館内装飾の充実化など、利便性向上や施設の快適化に係る取組みも積極的に行われた。</p> <p>利用者数について、指定管理者制度導入前の平成17年度の年169,936人に比べ、令和元年度は年323,664人と153,728名増加しており、より多くの市民に対して、スポーツ活動の場を提供できた。</p> <p>【参考：各指定期間平均利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1期平均（H18~22）：186,106人 第2期平均（H23~27）：297,909人 第3期平均（H28~R1）：335,233人
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>仕様書に定める業務を着実に遂行し、当初の事業目的を達成できた。スポーツ教室等のプログラムの改善・拡充、障害者施設との連携や地域に根差したイベントを開催する等、市民のためのスポーツの普及及び振興を実現できたほか、市民個人及び団体の施設利用は継続・新規とも安定しており、市民の心身の健全な発達に寄与した。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>大きな問題や事故の発生はなく、利用者が安全かつ安心してスポーツを楽しめる環境を提供できた。</p> <p>運営面では、仕様書に基づいた人員配置、職員への訓練や研修が確実に行われ、運動器具利用方法の丁寧な説明や熱中症対策等、利用者の安全に配慮した施設運営がなされた。</p> <p>管理の面では、設備点検やパトロールが定期的に行われ、故障や不具合の早期発見に努め、不具合発生時には所管課と連携して迅速に対処する等、利用者が安心して施設を利用できる状態を維持できた。</p>

4	<p>更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。</p>	<p>施設老朽化は利用者満足に直結する課題であり、優先順位をつけて計画的に改修を行う必要がある。</p> <p>また、施設が浸水想定区域に立地することから、令和元年東日本台風を踏まえた風水害対策の強化が課題となっている。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの感染拡大予防に配慮しつつ、事業目的を達成するための適切な施設運営体制を行政とともに構築していくことが求められる。</p>
---	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	<p>所管課による適切なマネジメントは行われたか。</p>	<p>毎月の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、現地ヒアリング等で事業実施状況調査を行った。また、相談事項等が発生した場合には、随時、所管課と指定管理者と協議し、所管課から業務改善や課題解決に向けた助言・指導を行う等、適切に管理監督した。</p>
2	<p>制度活用による効果はあったか。</p>	<p>(サービスの向上)</p> <p>指定管理者制度を活用し、スポーツ等に関する高度な専門性を持つスタッフを配置することにより、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、利用者ニーズに応えた質の高いスポーツ教室の開催等のサービス向上が図られている。</p> <p>利用実績でも、指定管理者制度導入前の平成17年度の利用者年169,936人と比較して令和元年度は年323,664人と153,728名増加しており、より多くの人にスポーツ活動の場の提供ができたとの数的効果が出ている。</p> <p>(経費の節減)</p> <p>事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的な業務遂行がなされ、市の財政負担の軽減等を図ることができている。</p> <p>市の財政負担としては、一般財源ベースで直営時58,713千円から第3期指定期間平均(平成28年度から令和元年度まで)で46,856千円となり、約20%の経費節減効果があった。</p>
3	<p>当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか</p>	<p>業務範囲について見直すべき点はないが、施設老朽化に伴う大規模改修や修繕に係る負担、新型コロナウイルスの感染拡大予防に配慮した適切な施設運営体制構築を踏まえたリスク分担について、検討が進むにつれて今後見直しが必要となる可能性がある。</p>
4	<p>指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか</p>	<p>指定管理者制度の導入により、スポーツ事業の専門性や多様性・高度化するニーズへの確に対応し、スポーツに精通した専門的人材など民間事業者の持つノウハウを活用できている。</p> <p>一方で、地域の災害対応の拠点(避難所、大規模災害時の遺体安置所)や選挙投票所としての利用など、単なるスポーツ施設ではなく行政運営の一翼を担っている施設であることから、完全民営化は困難である。</p> <p>よって、現行どおり指定管理制度を活用することが最善である。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>指定管理者制度の導入により、スポーツ等に関する高度な専門性を持つスタッフの配置や質の高いスポーツ教室の開催など、利用者サービスの向上を図りつつ、安定した施設運営と経費削減を実現できた。</p> <p>今後も、地域に開かれた生涯スポーツの拠点として、市民ニーズに応えつつ効果的に事業目的を達成するためには、引き続き指定管理者により高津スポーツセンターを管理・運営することが望ましい。</p>
